

香川県報



第 94 号

平成 15 年

11月28日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

- 香川県保育士試験規則等の一部を改正する規則 （子育て支援課） 一
- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則 （都市計画課） 三

告 示

- 児童福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課）
- 救急病院又は救急診療所の認定 （医務国保課）
- 昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決
定）の一部改正 （水産課）
- 道路の区域変更（二件） （道路保全課）
- 道路の区域変更及び供用開始 （ ）
- 道路の供用開始 （ ）
- 河川区域の廃止による廃川敷地等の発生 （河川砂防課）
- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の住所及び事務所の所在地の変更 （建築課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 （県民参画課）
- 落札者等の公示 （県立病院・施設経営課）
- 大規模小売店舗の廃止の届出 （経営支援課）
- 争議行為を行う旨の通知（二件） （労働政策課）
- 土地改良事業計画変更の適否決定 （土地改良課）
- 土地改良事業の認可（二件） （ ）

- 土地改良事業計画変更の認可 （ ）
- 土地改良区の役員の就任の届出 （ ）
- 県営土地改良事業計画の変更 （ ）
- 建設業法の規定による経営事項審査の申請の時期及び方法等 （土木監理課）
- 建設工事等の指名競争入札に参加しようとする者の追加受付 （ ）
- 宅地建物取引業法の規定による聴聞の実施 （住宅課）

公安委員会規則

- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正す
る規則

雑 報

- 高松坂出有料道路（県道高松坂出線）の料金の額（割引率）の変更

規 則

香川県保育士試験規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十九号

香川県保育士試験規則等の一部を改正する規則

（香川県保育士試験規則の一部改正）

第一条 香川県保育士試験規則（昭和二十四年香川県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ついでには」の下に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、「。以下「省令」という。」を削る。

第四条の見出し中「願出」を「申請」に改め、同条中「省令第四十二条」を「児童福祉法施行規則第六条の十一第三項」に、「受験科目」を「試験科目」に、「願い出よう」を「申請しよう」に、「試験科目免除願出」を「試験科目免除申請」に改める。

第一号様式中「試験科目免除願出」を「試験科目免除申請」に、「合致しております」を「合致している」に、「専修しております」を「専修している」に、「願い出ます」を「申請します」に改める。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第二条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表三子ども女性相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第二十四号を第二十六号とし、同項同欄第二十三号中「五〇の九」を「五〇の十」に改め、同号を同項同欄第二十五号とし、同項同欄第二十二号中「九条の十」を「三十四条」に改め、同号を同項同欄第二十四号とし、同項同欄第二十一号中「九条の五」を「二十九条」に改め、同号を同項同欄第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること。(改32条2項)

別表三子ども女性相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

18 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条3項)

別表三子ども女性相談センター西部子ども相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第二十三号を第二十五号とし、同項同欄第二十二号中「児童の」を「児童等の」に改め、同号を同項同欄第二十四号とし、同項同欄第二十一号中「九条の十」を「三十四条」に改め、同号を同項同欄第二十三号とし、同項同欄第二十号中「九条の五」を「二十九条」に改め、同号を同項同欄第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

22 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること。(改32条2項)

別表三子ども女性相談センター西部子ども相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

18 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条3項)

(香川県立保育専門学院学則の一部改正)

第三条 香川県立保育専門学院学則(昭和五十一年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を削る。
第十五条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第十四条とする。
第十六条中「範」を「模範」に改め、同条を第十五条とする。
第十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。
第十九条第二項中「各期末」を「各学期末」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、「授与する」の下に「とともに、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の六の指定保育士養成施設卒業証明書を交付する」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十条とする。

別表中「第20条、第21条関係」を「第19条関係」に改める。
第一号様式中「このたび」を削り、「お願いします」を「提出します」に改める。

第二号様式中「このたび」を削り、「ことから」を「専断」に、「お引越される」を「引越される」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名の記載を口書で行う場合は、捺印を省略することができます。

第三号様式を削る。

第四号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「休学(退学)したので許可されるようお願いいたします」を「休学(退学)の許可を受けたいので提出します」に改め、同様式注中「できる」を「できません」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を第四号様式とする。

第六号様式を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行細則(平成二年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第九条の五」を「第二十九条」に改める。

- 附則
- この規則は、平成十五年十一月二十九日から施行する。
 - 第三条の規定による改正前の香川県立保育専門学院学則第一号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年香川県条例第十九号。以下「改正条例」という。）附則第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 改正条例第三条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成十六年四月一日

- 改正条例第三条中香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）別表第一の三十三の項の改正規定（宇多津町に係る部分に限る。）並びに同項の次に三十四の項及び三十五の項を加える改正規定（同表三十四の項に係る部分（宇多津町に係る部分に限る。）に限る。） 平成十六年五月十七日

- 改正条例第三条中香川県事務処理の特例に関する条例別表第一の三十三の項の改正規定（善通寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、土庄町、池田町、三木町、牟礼町、庵治町、宇多津町及び多度津町に係る部分を除く。）並びに同項の次に三十四の項及び三十五の項を加える改正規定（同表三十四の項に係る部分（丸亀市及び坂出市に係る部分に限る。）及び同表三十五の項に係る部分（善通寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、土庄町、三木町及び多度津町に係る部分を除く。）に限る。） 平成十七年四月一日

告示

●香川県告示第六百七十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇五〇一 一四	仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛三四番地三	平成十五年十一月二十日	児童居宅介護

●香川県告示第六百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一五一一七	平成十五年十二月五日から 平成十八年十二月四日まで	太田病院	東かがわ市三本松一七五八
一五一一八	平成十五年十二月五日から 平成十八年十二月四日まで	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇一
一五一一九	平成十五年十二月五日から 平成十八年十二月四日まで	香川労災病院	丸亀市城東町三丁目三番一号

●香川県告示第六百七十五号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号鴨庄長浜等区域（鴨庄漁業協同組合の地区のうち、小方、泊及び室沖を除く地区）の項中「2 主として流しさし網を使用して営む漁業」を削り、「3 1及び2」を「2 1」に改める。

●香川県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡綾上町山田下字高鷲一〇九 四番三地先から 綾歌郡綾上町山田下字蔵廻二二六 七番一地先まで	八・五	一〇・五	四〇・〇	九〇〇	道路改修事 業に伴う現 道拡幅
	四〇・〇	四〇・〇			

●香川県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多度津普通寺線（二百二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡多度津町本通三丁目六一 八番一地先から 仲多度郡多度津町大字庄字住吉一 〇四四番一地先まで	一一・〇	一八・〇	三六・〇	四一一	交通安全施 設整備工事 による歩行 者道の新設
	四一一	四一・〇			

●香川県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木国分寺線（十二号）
- 三 道路の区域

区 間	高松市三谷町字中原三〇二番一 地先から		変 更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後	九・六 二九・〇	二〇四	道路改築工 事によるバ イパス建設 に伴う交差 点改良	
高松市三谷町字中原三九五番一 地先まで			一・〇 四六・〇	二〇四		

四 供用開始の期日 平成十五年十一月二十八日

●香川県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市三谷町字中原三五二番一 地先から	一四・〇	一五五	平成十二年 香川県告示 第四百八十 九号で変更 した区域の 一部及び平 成十四年香 川県告示第
高松市三谷町字中原三六五番一 地先まで	一七・〇		川告示第

五百七十八 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十五年十一月二十八日

●香川県告示第六百八十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所において縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 河川の名称
 - 二級河川綾川水系富川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十五年十一月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置
綾歌郡綾南町千疋字川北四二七番一外地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 四二九・一二平方メートル

●香川県告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から住所及び事務所の所在地の変更に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定確認検査機関の名称
株式会社香川県建築住宅センター
- 二 住所及び事務所の所在地

- 1 変更前の住所及び事務所の所在地
高松市天神前六番三四号
- 2 変更後の住所及び事務所の所在地
高松市松島町一丁目一三番一四号九十九ビル二階
- 3 変更年月日
平成十五年十一月二十五日

公 告

●香川県公告第六百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年一月十八日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にこにこ三豊

汐見 美根子

三 豊郡高瀬町大字上高瀬一五〇三番地二

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中であつて、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百七十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 検診システム 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年十月十四日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 二九、五五九、六〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院・施設経営課県立病院グループ 電話番号〇八七七八三二一三三三〇

●香川県公告第六百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

平田興産株式会社

岡山県岡山市柳町一丁目五番五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

高松勅使ショッピングデパート

高松市勅使町字山王五七〇一

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

四、七一平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十四年十一月一日

二 届出年月日

平成十五年十一月十七日

●香川県公告第六百七十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県労働者医療福祉会職員労働組合執行委員長引田和秀から次のとおり争議行為を行う旨、平成十五年十一月二十一日通知があった。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

二〇〇三年（平成十五年）秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十五年十二月二日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川勤労者医療福祉会

高松協同病院 高松市木太町七区四六六四番地

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、あらゆる形の争議行為

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第六百七十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県労働生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十五年十一月二十一日通知があった。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

二〇〇三年（平成十五年）秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十五年十二月二日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川医療生活協同組合

高松平和病院

善通寺診療所

生協みき診療所

生協へいわ歯科

コープ歯科まるがめ

老人保健施設「虹の里」

訪問看護ステーション「ひまわり」

訪問看護ステーション「ほがらか」

訪問看護ステーション「みき」

老人介護支援センター「ほのぼの」

ヘルパーステーション「虹の里」

ヘルパーステーション「ほがらか」

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、あらゆる形の争議行為

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（町営土地改良事業（非補助区画整理）下新開地区）計画を変更することについて平成十五年十一月十二日適当と決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十五年十二月四日から同年十二月二十四日ま

で縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）白谷地区）を行うことについて平成十五年十一月十七日認可した。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、東下福家地区共同施行が土地改良事業（農道整備事業（単独県費補助土地改良事業）東下福家地区）を行うことについて平成十五年十月三十日認可した。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、坂出市奥池土地改良区が土地改良事業（ほ場整備事業（単独県費補助土地改良事業奥池地区）計画を変更することについて平成十五年十月三十日認可した。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓮池土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の氏名 住 所 退任年月日
種類 氏 名 住 所 平成一五、一〇、五

監事 藤岡 重夫 丸亀市中府町二丁目二番四七号
二 就任した役員 平成一五、一一、九

役員の氏名 住 所 就任年月日
種類 氏 名 住 所 平成一五、一一、九

監事 多田 孝憲 丸亀市中府町三丁目六番三七号

●香川県公告第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）踊池地区）計画を平成十五年十一月十日変更した。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十五年十二月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百八十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十八条の二第二項の規定に基づき、平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のとおり定めたので公示する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請の時期

1 申請の受付日

平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間で、土木監理課発行の平成十六年経営事項審査申請要領（以下「申請要領」という。）において定める審査日

2 申請の受付時間

午前九時三十分から午後三時三十分まで（午前十一時から午後一時までの間を除く。）

二 申請方法
1 経営事項審査の申請は、三の申請書類を申請要領において定める審査場所に持参することにより行う。

2 1の申請をしようとする者は、あらかじめ、一の1の申請の受付日のうち希望する日を六の問い合わせ先に電話により申し込むこと。

三 申請書類
1 提出書類及び提示書類
申請要領において定める書類

2 提出書類の購入先

購入先	所在地	電話番号
社団法人香川県建設業協会	高松市磨屋町六番地四	〇八七―八五―一七九一九
社団法人香川県建設業協会 長尾支部	さぬき市長尾東一―二三番地二	〇八七九―五二―二三二四
社団法人香川県建設業協会 小豆支部	小豆郡土庄町上庄一九五四番地三	〇八七九―六二―〇五八八
社団法人香川県建設業協会 坂出支部	坂出市久米町一丁目一四番一四号	〇八七七―四六―一五七〇九
社団法人香川県建設業協会 普通寺支部	普通寺市与北町一八九番地	〇八七七―六二―一三九〇
社団法人香川県建設業協会 三豊支部	観音寺市観音寺町甲一八九四番地三	〇八七五―二五―三三三九

3 申請要領の交付先

交付先	所在地	電話番号
香川県土木部土木監理課	高松市番町四丁目一番一〇号	〇八七―八三―一三三〇七
長尾土木事務所総務課	さぬき市長尾東一五三八番地一	〇八七九―五二―二五八五

小豆総合事務所監理課
小豆郡土庄町瀨崎甲二〇七九番地五
〇八七九―六二―一三三三

高松土木事務所総務課
高松市多肥上町一二五一番地一
〇八七―八八―九一八九〇

坂出土木事務所総務課
坂出市江尻町一三五五番地
〇八七七―四六―一三二七八

普通寺土木事務所総務課
普通寺市生野本町一丁目一番一二号
〇八七七―六二―一〇二二

西讃土木事務所総務課
観音寺市坂本町七丁目三番一八号
〇八七五―二五―一〇〇一

四 経営事項審査手数料

1 手数料
香川県使用料、手数料条例で定める額

2 納付方法
香川県証紙を審査手数料証紙貼付書（まがき）にはり付けて納付すること。

五 経営事項審査の結果の通知
経営事項審査の結果は、申請書、添付書類等に不備がある場合を除き、審査が終了した日からおおむね二月後までに、経営事項審査結果通知書を郵便により送付することにより、申請者に通知する。

六 問い合わせ先
香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ
高松市番町四丁目一番一〇号
電話番号〇八七―八三―一三三〇七

●香川県公告第六百八十二号

平成十六年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者を、次のとおり追加受付する。
平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

一 受付期間
指名競争入札参加資格審査申請の受付期間及び受付場所

平成十六年一月二十六日から二月六日まで
二 受付場所

香川県庁東館(高松市番町四一―一〇) 五階会議室

●香川県公告第六百八十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十五年十二月十二日(金曜日) 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁本館二階第一会議室

三 被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社丸二産業

池浦 聖智

高松市勅使町一五四番地一

2 免許証番号

香川県知事(一一)第一一四三号

公安委員会規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二十二号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表六十三の三の項の次に次のように加える。

六十三の四 インターネット異性紹介事業 を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)	第十條	インターネット異性紹介事業者に対する違反の是正のための措置命令	○
	第十一條	インターネット異性紹介事業に関する報告の徴収	○

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

雑 報

香川県道路公社理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県道路公社公告第一号

高松坂出有料道路(県道高松坂出線)の料金の額(割引率)を平成15年12月1日から次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第14条第1項の規定に基づき公告します。

平成15年11月28日

香川県道路公社理事長 川 北 文 雄

料金の額

(通行1台1回につき 単位:円)

車種区分	普通車	大型車(I)	大型車(II)	軽車両等
料金の額	260	420	940	20

(注1) 回数券を発行して、11回につき1回、60回につき10回、100回につき20回それぞれ割引します。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として300回につき90回割引します。

(注2) 障害者割引については、以下のとおりとします。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づき福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割とします。なお、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を5割とします。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族

等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該

重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は軽賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用していている場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害	上 下 肢 幹 体	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級
	不 自 由	1級及び2級 (—上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
肢 体 不 自 由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級から3級までの各級 (—下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	上 機 能 障 害	1級から4級までの各級
内 部 障 害	心 臓 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	呼 吸 器 機 能 障 害	1級から4級までの各級
内 部 障 害	小 腸 免 疫 機 能 障 害	1級から4級までの各級
	ト 腸 免 疫 機 能 障 害	1級から4級までの各級